

「春日部市下水道事業経営戦略改定（案）」に対するご意見ありがとうございました。

お寄せいただいた意見の概要と意見に対する市の機関の考え方について、公表いたします。

1 意見提出者数及び意見提出件数

| | | |
|--------|--------|-----|
| 意見提出者数 | 直接 | 0人 |
| | 郵送 | 0人 |
| | ファックス | 0人 |
| | メール | 0人 |
| | ホームページ | 1人 |
| | 計 | 1人 |
| 意見提出件数 | 直接 | 0件 |
| | 郵送 | 0件 |
| | ファックス | 0件 |
| | メール | 0件 |
| | ホームページ | 20件 |
| | 計 | 20件 |
| 意見反映件数 | 20件中 | 0件 |

※意見提出件数20件のうち既に素案に示されている件数2件

2 お寄せいただいた意見の概要とそれに対する市の機関の考え方

(1) 「第2章 下水道事業の現状と課題」について

| 意見の概要 | 市の機関の考え方 |
|--|---|
| <p>《P15》現在の使用料体系がH28年となっていますが、現時点に一番近い使用料体系を示すべきではないでしょうか。</p> | <p>下水道使用料は、消費税率の引き上げに伴う改定を除き、平成28年7月の改定が最後となっているため、15ページに示した使用料体系が最新のものとなります。</p> |
| <p>《P15》一般の住宅や企業、多量の上水道を使用する企業など体系は分かれていますか。</p> | <p>また本市では公衆浴場を除き、用途別の使用料体系を採用しておりません。</p> |
| <p>《P15》使用料体系の中で、一般住宅の区分はどこになるのでしょうか。</p> | <p>なお本経営戦略は、計画期間である令和8年度から令和17年度までの10年間における、下水道事業の中長期的な経営の基本計画として策定するものです。このため、</p> |
| <p>《P15》使用料体系の中で、一番利用量の多い区分はどこになるのでしょうか。</p> | <p>全体として過去の実績からの傾向や将来予測に基づき、投資・財政計画を策定し、第7章に示す経営戦略の事後検証・見直しを行ってまいります。</p> |
| <p>《P16》使用料収入について、過去からの変動など実態の統計を示して欲しいです。</p> | |
| <p>《P16》使用料で賄うというのであれば、計画にある統計では不足しており、根拠が大雑把すぎて検討できません。</p> | |

(2) 「第3章 下水道事業の将来見通しと課題」について

| 意見の概要 | 市の機関の考え方 |
|--|--|
| <p>《P29》有収水量及び使用料収入の予測の中で、個人と企業の内訳が示されないのはなぜでしょうか。</p> | <p>本市の使用料体系は用途別の区分ではないため、個人や企業等で分類しておりません。</p> <p>将来予測については、第2次春日部市総合振興計画後期基本計画にある人口ビジョンを踏まえ、水洗化人口や使用料収入を推計したものといたします。</p> |

(3) 「第5章 投資・財政計画」について

| 意見の概要 | 市の機関の考え方 |
|--|---|
| 《P56》 財政シミュレーション結果の比較では、改定率が高い場合に市民生活への影響が大きいとしています。負担が大きくなれば未収率も大きくなることについて考慮されているのでしょうか。 | 下水道使用料は、受益者負担の原則からお支払い頂くべきものとして考えていますので、未収率について考慮しておりません。 |

(4) 「第6章 経費回収率向上に向けたロードマップ」について

| 意見の概要 | 市の機関の考え方 |
|--|---|
| 《P58》 交付金の重点配分対象とならない場合が記載されていますが、本市はどれに該当しているか分かりません。 | 58ページに示す交付金の重点配分対象とならない項目のうち、令和7年度現在で「供用開始から30年以上が経過」と「使用料単価が150円/m ³ 未満」の2項目が該当しております。一方で「経費回収率は80%未満」と「15年以上使用料改定を行っていない」の2項目は該当しないため、重点配分の対象となっております。 |
| 《P59》 令和8年度に、収益確保のための使用料改定を行う必要があるのでしょうか。 | 46ページに示すとおり、現状予測に基づく投資・財政計画では、持続可能な事業運営が困難な状況です。このため、適正な使用料のあり方についても、本経営戦略の改定とあわせて、春日部市下水道事業審議会でご意見を伺っているところです。今後、審議会からの答申を踏まえ、慎重に検討してまいります。 |
| 《P59》 「経費回収率向上に向けたロードマップ」に、検討した内容を記載するの で良いのではないのでしょうか。 | 46ページに示すとおり、現状予測に基づく投資・財政計画では、持続可能な事業運営が困難な状況です。このため、適正な使用料のあり方についても、本経営戦略の改定とあわせて、春日部市下水道事業審議会でご意見を伺っているところです。今後、審議会からの答申を踏まえ、慎重に検討してまいります。 |

(5) 「第7章 経営戦略の事後検証・見直し」について

| 意見の概要 | 市の機関の考え方 |
|--|--|
| <p>《P7》 令和9年度以降に污水管改築の交付金を受けるにあたっては、ウォーターPPP導入を決定済みが交付要件となるということですが、本市にとって効果的でないという検討結果が出た場合、どのように対応するのでしょうか。</p> | <p>令和8年度に実施するウォーターPPP導入可能性調査の結果を基に、検討してまいります。</p> <p>ウォーターPPPの導入については、「春日部市PFI事業者選定審査会条例」に基づく審査会を経て、判断してまいります。</p> |
| <p>《P62》 ウォーターPPPについて、導入可能性調査は実施を検討し、その場合の結果を踏まえとありますが、ウォーターPPPの導入は決定済なのでしょうか。</p> | |
| <p>《P62》 また可能性調査での検討結果や、ウォーターPPPの導入決定はどこでなされるのでしょうか。</p> | |
| <p>《P62》 職員給与について、最低限の人員とありますが、利用者として最低限の人員は不安しかありません。むしろ増員して対応能力を向上すべきではないかと考えます。</p> | <p>職員については、組織の効率化とコスト削減による経営基盤の強化を図るため、令和5年度に上下水道部として組織統合したものです。</p> <p>一方で、限られた職員の専門性や技術力向上を図るため、計画的に外部の専門研修や講習会等に参加しております。</p> |
| <p>《P62》 委託について、まとめれば価格が下がるというのは、現在の経済状況ではあり得ない経営感覚ではないかと思えます。委託の人員確保には時間と経費がかかるため、むしろ公的な職員としての専門性や技術力の確保が重要ではないでしょうか。</p> | <p>引き続き、適正な職員配置とあわせて、専門性や技術力向上に努めてまいります。</p> |

(6) 「資料編2 用語解説」について

| 意見の概要 | 市の機関の考え方 |
|--|---|
| 《P83》最適化の解説に、①他の事業との統廃合とありますが、具体的にどのような事業が想定されているのでしょうか。 | 一般的な用語としての解説であり、具体的な事業の統廃合を想定しているものではありません。 |
| 《P83》ストックマネジメントの解説で、83ページ下から5段目の長の字体が小さいです。 | ご指摘の部分を修正いたします。 |

(7) 「参考資料：概要版」について

| 意見の概要 | 市の機関の考え方 |
|--|--|
| 《P4》投資及び財政計画のシミュレーション結果について、今後の使用料改定等ほどの程度の時間をかけ、どのような場所で、だれが最終的な決定をするのか教えてください。 | 適正な使用料のあり方については、本経営戦略の改定とあわせて、春日部市下水道事業審議会でご意見を伺っているところです。また審議会の過程については、ホームページで公表してまいります。 なお下水道使用料の改定については、審議会の答申を踏まえ検討し、最終的には市議会の議決をもって決定されます。 |
| 《P4》パターン①～③でそれぞれ、60%改定、40%改定、30%改定とありますが、現在の使用料に+何%という試算なののでしょうか。%の意味が不明であるため、明確な負担額を示して欲しいです。 | いずれの改定率も、現在の使用料収入に対して+何%という試算になります。 下水道使用料の改定については、審議会からの答申を踏まえ、今後慎重に検討してまいります。 |

参考：「春日部市下水道事業経営戦略改定（案）」に対する意見の募集期間

令和7年12月5日（金）から令和8年1月5日（月）まで